水道法第１６条の２第１項の規定により、かずさ水道広域連合企業団指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、かずさ水道広域連合企業団水道事業指定給水装置工事事業者規程第４条第１項第１号の規定により、告示する。

令和６年６月６日

指定番号	給水装置工事事業者の氏名又は名称	代表者名	事業所の所在地	指定年月日
２８２	株式会社　石起	石谷　知範	千葉県千葉市中央区星久喜町６５２番地２	令和６年６月５日